

平成 2 9 年第 5 回美祢市農業委員会総会議事録

1 日 時	平成 2 9 年 5 月 1 5 日 (月) 午後 2 時		
2 場 所	美祢市勤労青少年ホーム 2 階 大会議室		
3 出 席 委 員	議長 山本 正二	1 番 永富 典雄	2 番 野村 久幸
	3 番 藤井 英雄	4 番 野尻 渉	5 番
	6 番 安部 好恵	7 番 馬屋原 眞一	8 番 安富 法明
	9 番 三好 堯	1 0 番 俵 薫	1 1 番 平嶋 康秀
	1 2 番 三好 睦子		1 4 番 田口 幸雄
	1 5 番 松原 正晴	1 6 番 石田 健治郎	1 7 番 中島 紘一
	1 8 番 井上 道雄	1 9 番 田中 剛二	2 0 番 阿座上 五六
		2 2 番	2 3 番 井町 哲
	2 4 番 鮎川 幸彦	2 5 番 篠田 巧	2 6 番 岸 英法
	2 7 番 三戸 勲		2 9 番 中野 修
	3 0 番 藤岡 和文	3 1 番 野村 孝	3 2 番 吉村 徹
	3 3 番 井上 兼夫	3 4 番 伊藤 新司	3 5 番 伊藤 太一
	3 6 番 桑原 正彦	3 7 番 山本 正二	
4 欠 席 委 員	1 3 番 大野 龍男	2 1 番 原田 一馬	2 8 番 山中 佳子
5 事 務 局	事務局長 安永 一男	主幹 中村 正寿	主査 篠田 淳也

事務局	午後 2 時開会
議長	互礼。
事務局	只今より平成 2 9 年第 5 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 3 5 名中、3 2 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 1 3 番 大野委員、2 1 番 原田委員、2 8 番 山中委員でございます。続きまして美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。6 番 安部委員、2 4 番 鮎川委員。よろしくお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。 議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1、2 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。 2 件朗読。 1 件目。譲受人が中古物件の購入に伴い後継者のいない譲渡人から農地を買い受けるものでございます。第 1 号の全部効率利用要件についてですが農機具の保有状況からみて農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数は、これを満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1,0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件については所有権移転で自ら耕作されるもので該当いたしておりません。第 7 号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2 件目。通作の便が悪い譲渡人が申請地の近くに住む譲受人に対し農地を譲り渡すものでございます。第 1 号の全部効率利用要件についてですが現在の耕作地について耕作管理が認められます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数は、これを満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1,0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件については該当いたしておりません。第 7 号の周辺農地の利用にも支障はないものと考えます。以上の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

4 番	4 番、野尻です。5 月 8 日に山本会長、事務局、石田委員、私と各地元委員さんの立ち合いで現地調査を行いました。2 番ですが申請地は県道の●●●●●●の●●●●●●の前の T 字路を●●●●●●に 1 km ぐらい入った所になります。譲受人の自作地は適正に管理されており申請地も自宅から近く何ら問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。1 番につきまして地元委員さん何か分かれば補足説明をお願い出来たらと思います。2 番も地元委員さんより補足説明をお願いします。
3 番	3 番、藤井です。1 番ですが問題ありません。
3 2 番	2 番も問題ありません。跡取りもいらっしゃいますし大丈夫だと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
7 番	2 番ですが資料を見ますと番地が違いますが？
事務局	失礼いたしました。訂正についてお詫びと修正のお願いを申し上げます。議案書の番地が誤っております。上のほうが●●●●●ー●、続けて●●●●●ー●でございます。訂正してお詫び申し上げます。
議長	他にございませんか。よろしゅうございますか。（はいの声）それでは採決に移りたいと思います。議案第 1 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 1 号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1、2 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	2 件朗読。 1 件目。申請地は●●●●●から北に 3.6 km に位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。申請者は市内に居住する会社役員です。自宅の裏に 3 台分の駐車場を設置するものです。尚、自宅横の通路部分が年月日不詳で農地法の許可を得ず転用されております。このことに対するお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件については農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 2 件目。申請地は●●●●●から南東に 2.2 km の位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。申請者は市内に居住する無職の者です。山間にあり耕作管理が困難な申請地に、くぬぎ 2 5 0 本を植樹し今後は山林として管理される計画でございます。この案件については農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
1 6 番	1 6 番、石田です。1 番ですが申請地は●●●●●の●●●●●から北へ 5 0 0 m 付近の●●●●●にあります。現況は既に駐車場となっております。このことについては無断転用ということで始末書が出されております。周辺の農地とは関係なく転用しても問題ないと考えております。2 番ですが申請地は●●●●●を●●●●●へ行きますと●●●●●があります。そこから山手に入った所になります。周りはほとんど山林、原野で申請地に、くぬぎを植えたいということで他の農地への影響もなく農振除外もされているということで問題ないと考えます。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。1 番につきましては私が地元委員でございます。別段、問題ないというふうに思います。よろしくお願いいたします。2 番は吉村委員でございますので私の方から説明をしますと手前の方の田が早く除外申請が出ておりまして既に植林されております。奥の田の除外がなされておらなくて今回、除外の許可が出て 4 条の申請となった次第でございます。手前も山林になる準備が整っておりますし別段、問題ないというふうに思います。以上でございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	ありがとうございます。賛成、多数。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から5までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	5件朗読。 1件目から3件目まで同一の転用者の関連事業であるため一括して説明させていただきます。 1件目～3件目。申請地は●●●●●から北に1.2kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請者は市内に主たる事務所を置く社会福祉法人です。既存の法人が運営する高齢者施設に近接した申請地を取得しグループホーム2棟、障害者の作業訓練や障害児の放課後デイサービスを目的とした支援施設1棟、障害児の療育活動等を目的とした運動場、送迎車両、来客者用の駐車場を設置されるものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 4件目。申請地は●●●●●から西に600mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請者は●●●●●に居住する無職の者です。元ホテル従業員であった申請者が独立しビジネスホテル経営を行うため各地を調査した結果、こちらが適地と判断され申請地を取得し全11室、平屋のビジネスホテル1棟を建設されるものでございます。尚、申請者は今後、美祢市内に移住される予定でございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 5件目。申請地は●●●●●から北西に5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に本店を置き造園土木業を営む者です。市道に隣接した申請地を取得し社有地への進入路を設置するものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
16番	16番、石田です。1番から3番ですが申請地は●●●●●になります。既に申請者の関連施設がありまして、この施設に隣接する農地を取得して先程、説明がありましたように支援施設、運動場、駐車場等を設置したいというものです。この農地から川下への用水路の確保、周辺の排水路の区別も可能だということなので川下の農地の耕作には悪影響ないと思われます。よって転用許可しても問題ないものと判断いたします。4番ですが●●●●●の●●●●●付近の道路沿いの農地になります。申請付近は近年、

	アパート建設が多くされている地域ですが敷地内の汚水は道路側溝へ接続するということでした。川下の耕作の悪影響はないと思われます。よって転用許可しても問題ないものと判断いたします。5番ですが申請地は●●●●●を進むと●●●●●があります。●●●●●の南側、原川沿いになります。申請者の所有地の造成工事をしておりますが、この敷地への進入路として隣接地である申請地を転用したいということでした。周辺農地への悪影響はないと思われますので問題ないと判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
20番	(1番～3番。現地調査委員のため省略。) 20番、阿座上です。4番ですが説明があった通りでございます。
6番	6番、安部です。5番ですが説明の通りで問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
7番	1番から3番ですが転用には問題ありませんが資料の図面ですが、そこに何を建設されるか、もう少し丁寧にしてもらえませんか？
事務局	失礼いたしました。現在の施設に隣接しておる申請地●●●●●－●はグループホームの建設予定地でございます。その右下の申請地●●●●●－●は運動場の予定地でございます。その左側の申請地●●●●●－●は駐車場の予定地でございます。その下の申請地●●●●●－●は障害者支援施設の予定地でございます。今後このような案件が出ましたら分かりやすい図面になるよう心がけます。
議長	他に何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並び

	に説明をお願いいたします。
事務局	1 件朗読。 1 件目。太陽光パネルの設置ですが配線の都合によりパネルの設置個所が変更となったということで申請が出ております。尚パネルの設置につきましては現在、変更後の状態で設置されておる状況でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
4 番	4 番、野尻です。1 番ですが申請地は●●●●●の付近になります。パネルの設置個所の申請ですが特に問題はありません。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
1 7 番	ありません。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第 4 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 4 号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第 5 議案第 5 号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。番号 1 から 4 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	4 件朗読。 1 件目。申請地は●●●●●から南東に 4 km の位置にある農用地区域内農地です。田の一角に携帯電話基地局を設置する除外申請でございます。

	2 件目。申請地は●●●●●●から南東に 4.9 km の位置にある農用地区域内農地です。こちらも田の一角に携帯電話基地局を設置する除外申請でございます。 3 件目。申請地は●●●●●●から北東に 1 km の位置にある農用地区域内農地です。自家用駐車場を設置するための除外申請でございます。 4 件目。申請地は●●●●●●から東に 2.1 km の位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電施設を設置するための除外申請でございます。現地を確認いたしました結果、周囲の農地と一団で 10 ヘクタール以上を超え優良な第 1 種農地とみなされるため農業委員会といたしましては仮に除外が出来ても転用は出来ないということで考えております。この度、皆さんのお手元の方に農業振興地域制度のあらましというパンフレットを配布しております。その中に農用地区域からの除外の基準ということで農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす、また効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあるということで農林課の農振除外の担当の方も申請者に対して除外、転用は出来ない旨を通告するということを聞いております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
4 番	野尻です。1 番ですが申請地は●●●●●●の●●●●●●の付近になります。道路に面しておりまして周辺地域に影響を及ぼすものはないと考えております。2 番ですが申請地は 1 番の申請地から 4 km ぐらい行った所になります。ここも道路に面しておりますが入口に電線と電柱が通っておりますが特に問題ないと思っております。3 番ですが申請地は●●●●●●の付近になります。前側は道路に面しており裏側は山林となっておりますので問題ないと思っております。4 番ですが申請地は●●●●●●から●●と●●を結ぶ所 500 m ぐらい入った道の下にあります。申請地は集団農地で 10 ヘクタール以上はあると思われますので原則として転用が出来ないと思っております。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
9 番	9 番、三好です。1 番、2 番ですが地目は田になっておりますが現況は耕作をやめられている状態です。悪影響はないと思われます。
27 番	27 番、三戸です。3 番ですが問題ないと思います。

3 2 番	3 2 番、吉村です。4 番ですが先程、説明がありました通りでございます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
2 6 番	4 番ですが転用は無理ということですが何故、除外申請が必要なのですか？
議長	除外申請が出まして駄目ですよと言った時点で取り下げますということだったら議案には上がってきませんが市長からの諮問ですので農林課に申請が出て、それを取り下げることが出来ないで農業委員会にかかるということです。意見を問われますので転用は出来ませんという意見書をつけるというのが流れになります。今まで、こういうのがなかったのは私達が見に行っただ駄目ですよという場合は申請者が事前に取り下げをするので上がってこないのであって取り下げをしなければ私達が議論して、その結果を報告しないといけないので議案に上がってきたということでございます。
7 番	いずれ荒れて周りの農地は迷惑ですよ？
議長	梨園をやめられて、かなりひどいジャングル状態でした。その後、牧草地にされております。出来なければ、そのまま牧草地で使われるのではないかとっております。
2 番	農用地区域からの除外の基準に当てはまらないものを委員会にかけないといけないものですか？
議長	農林課から上がってきたら農業委員会は総会にかけて協議結果を報告する以外にはありません。
1 1 番	太陽光の申請ですが今やるような人はいらっしゃるのですか？
議長	4 月 1 日から法律が変わりまして以前に申請していた所は駄目ですよというふうになっているみたいです。今からやられるのは美祢市では少ないですが県内では、かなりの申請が出てきております。土地を買って太陽光をつけて土地と一緒に転売するというふうなやり方で業者さんはやっておられるようでございます。委員の皆さん納得していただけたでしょうか？

36番	真ん中ではないのに何故ひっかかるのですか？
議長	10ヘクタール以上の連たんなんです。例えば、ここに造成をして農家住宅なり家が建つのであれば大丈夫なんです。太陽光は県の事務処理要領に入っていないからいけないんです。それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。賛成、多数。よって議案第5号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。 続きまして議事順位第6 議案第6号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 全体で204筆ございます。全体面積343,246㎡。貸し手が47名、受け手が10名でございます。4番から39番まで公社を通して●●●●●に集積されます。●●●●●につきましては平成29年4月3日に設立された農事組合法人でございます。代表者は●●●●さんでございます。組合員は30名でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用することが認められ、また常時従事することが認められるということをご報告いたします。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員さんより何かございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第6号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は原案の通り決定いたします。これより報告事項に入りたいと思います。 議事順位第7 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について議題といたします。番号1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	2 件朗読。 1 件目。先程の除外の届出と同様ですが通信サービス向上のために携帯電話の無線基地局を道路沿いの田の一部に設置される届出でございます。 2 件目。先程の除外の届出と同様ですが、こちらも通信サービスの向上を目的とした携帯電話用のアンテナ等を建てられる届出でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。先程の除外申請で出てきた案件でございます。現地調査をされました委員の報告は省略させていただきます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので以上で報告第 1 号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第 8 報告第 2 号 畑地造成事前報告について議題といたします。番号 1 から 3 を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3 件朗読。 3 件とも、ほぼ同一箇所畑地造成の理由が同じであるため一括し報告させていただきます。申請地は●●●●●から南西に 1 km の位置にある田でございます。申請地の南側で現在、市道の改良工事が行われております。この市道の改良によって現在より道路と農地の段差が大きくなるため北側の●●●の管理道の高さに合わせて盛土を行い、いずれの田につきましても今後は畑地として管理されるというものでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
1 6 番	1 6 番、石田です。段差をなくすということで特に問題はないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。

9 番	9 番、三好です。報告の通りです。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので以上で報告第 2 号を終わらしていただきます。 続きまして議事順位第 9 報告第 3 号 公共工事に伴う転用の届出について議題といたします。番号 1、2 を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2 件朗読。 1 件目。申請地は●●●●●から南東に 3.5 km の位置にある田でございます。こちらは美祢市の上下水道事業局からの届出でございます。隣接する県道（●●●●●）に下水管を敷設する際の、う回路を平成 29 年 6 月末までの予定で設置する届出でございます。 2 件目。申請地は●●●●●から北に 3.8 km の位置にある田でございます。こちらは美祢市農林課からの届出でございます。ため池の改修工事に伴い工事関係車両を含む駐車場、資材置き場として平成 30 年 3 月末まで一時転用する届出でございます。2 件とも市長名で工事完了後の原状回復誓約書のほうが提出されております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。地元委員より何か補足説明、問題点等ありましたらお願いいたします。
3 番	1 番ですが、ありません。
10 番	10 番、俵です。2 番ですが致し方ないと考えております。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。

議長	ありがとうございます。特に発言もないようでございますので以上で報告第3号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第10 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。番号1から15を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	15件朗読。 1番ですが合意解約がなされ双方から事務局に今後の耕作者の当てがないということで、どなたか探していただければということで事務局に連絡がありました。2番から4番につきましては先程の利用集積の方で出ておりましたが個人の方と利用権設定がされております。5番ですが合意解約書に次の耕作者の名前が記載されております。6番から15番につきましては先程の利用集積の方で出ておりますが法人へ集積される予定でございます。現在のところ1番の土地について耕作者の当てがないということです。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。特に発言もないようでございますので以上で報告第4号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第11 報告第5号 農振法に基づく農用地の軽微な変更について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から南西に900mの位置にある農用地区域内農地です。農業用倉庫を設置するための農地の用途区分の変更の申請でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
4番	4番、野尻です。特に問題ないと思います。

議長	ありがとうございます。地元委員より何かありましたらお願いいたします。
8 番	3 条で所有権移転が出ており耕作状況を見に行かれた時に畑に農業用倉庫が建っておったということです。
議長	もう一つは、秋吉は畑も農振地域に入っております。農振地域の関係がありますので軽微な変更というふうな形の報告案件になったということでございます。安富委員からあったように来月に 3 条が出てくると思います。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	以上で報告第 5 号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第 1 2 報告第 6 号 農地法の規定による許可申請の取下げについて議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1 件朗読。 申請地は●●●●●から南東に 1.8 km の位置にある農地でございます。製品原料の粘土採掘を行う山の隣接地を粘土搬出道路、沈殿池用地として平成 8 年 1 2 月に転用許可申請をされました。翌月の平成 9 年 1 月に許可相当となりましたが粘土採取時期が確定していなかったため県に岩石採取計画認可申請をしておられませんでした。そのため転用の許可が保留となっております。この度、申請地付近での採掘計画が白紙となったため転用申請の取下書を当時の許可権者である県知事宛てに提出されたものでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。以上で報告第 6 号を終わらせていただきます。以上をもちまして議案の審議、ならびに報告事項はすべて終了いたします。委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。それと先月出ました鹿、猿等の案件につきましては県

事務局	の方に意見を申し入れております。次の県の会議の時に鹿等を保護している担当を含めて報告があるものだというふうに思っております。その報告がありましたら総会の中で皆さんに、お繋ぎをしていきたいというふうに思っております。委員の皆さんより意見等ございませんでしたら事務局より今後の日程等につきましてお願いいたします。 今後の日程についてお知らせいたします。次回の総会は6月16日の金曜日。午後2時からでございます。場所は美祢市勤労青少年ホーム2階大会議室で行います。農業相談日は6月13日の火曜日。午前9時から11時30分まででございます。美祢地区は安部委員さん、美東地区は岸委員さん、秋芳地区は鮎川委員さんでお願いします。現地調査は6月7日の水曜日。午前9時から16時までの予定でございます。当番委員は野村委員さんと藤井委員さんでございます。農業委員会事務局に8時50分までに集合をお願いいたします。以上でございます。 続きまして私の方から2点ほどご説明いたします。1点目ですが5月8日に吉村信男委員さんがお亡くなりになりました。美祢市農業委員会の慶弔規程第2の第4（イ）により皆さんの手当の方から香典を出させていただきました。それに伴いまして吉村信男委員さんの担当地区が不在になりましたので総会終了後、山本会長、中野委員さん、石田委員さん、中村の所まで集まって下さい。そして美東の大野委員さんの所も不在になっておりますので、この地区の役割も行いたいと思いますので桑原委員さん、田口委員さん、井上道雄委員さん、田中委員さん、三好睦子委員さんは安永局長の所に集まって下さい。2点目ですが農地調整部会の方をお願いいたします。吉村信男委員さんが農地調整部会の部会長でございました。部会長が欠員になりましたので現在、野村孝副部会長さんがいらっしゃいますので野村孝副部会長さん、すみませんが新しい部会長さんの選出をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議長	ありがとうございます。それでは本日の総会を閉じたいと思います。 互礼。 午後3時25分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成29年5月15日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

